

平成27年12月17日

宗像市議会

議長 吉田 益美 様

総務常任委員会

委員長 神谷 建一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

第99号議案 宗像市個人番号の利用に関する条例の制定について

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行に伴い、同法の規定による個人番号の利用について必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 番号法の別表1に規定されている事務に加え、番号法第9条第2項の規定により、社会保障・地方税・防災の3分野に関する事務であって、条例で定めるものの処理に関して個人番号を利用することができるため、市独自の個人番号の利用の範囲等を定めるものである。
- 2 市が条例で定めて独自利用を行う事務は13事務、庁内連携を行う事務は22事務であり、番号法に基づく事務と同様に、証明等の添付書類の省略が可能となり、市民の利便性の向上を図ることができる。本市に

おいては、児童手当支給事務、乳幼児・子ども医療費支給事務など、年間約27,000件の事務の省略が可能となる。

- 3 個人番号の記載が必要な手続きについては、手続きの時期に合わせて市の広報紙、ホームページへの掲載を行う。
- 4 通知カードの配達市内40,900世帯を対象に行われ、11月末にはほぼ完了している。その内、返戻件数は約3,800件、対象世帯の約9%弱となっている。返戻された世帯に対しては、市役所での通知カードの受け取りを案内する文書を随時送付している。
- 5 個人番号カードには、個人番号と基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）のみが記録されており、他の個人情報は各機関で分散管理し、暗号化した符号でやり取りを行う。

【意見】

（賛成意見）

- ・全ての個人情報が個人番号カードに記録されているわけではなく、情報は各機関で分散して管理されるため、特定個人情報にひも付けされた情報は容易に漏えいしない仕組みとなっている。また、利用者や行政にとっても効率化、コストの削減が可能となり、事務処理上のミスが発生する確率も減少する。公平公正な社会を実現させるためには、事務手続きに個人番号を利用することが必要であり、市民には協力をお願いしたい。
- ・個人番号制度についての市民の理解を得るために、個人番号の利用により効率化される内容等についての検証を行い、目に見える形で市民に示していただくことを要望する。

（反対意見）

- ・既に全国では、個人番号に関する詐欺などのトラブルが発生しており、個人情報の漏えいを完全に防ぐシステムを構築することが不可能であることは明らかである。国民の個人情報が漏えいするリスクを負うよりも、現行システムを活用しながら、業務を効率化、適正化することにより、市民の利便性を高めるべきである。制度そのものに問題があるので、個人番号制度については廃止するよう要望して欲しい。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第 100 号議案 宗像市資産等報告条例の一部を改正する条例について

本案は、委員会の委員等の資産等状況の報告及び開示義務について、個人情報保護と職務権限等との均衡を図るために、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 資産等報告審査会から、資産等状況の報告及び開示は、本来保護されるべき個人情報の取り扱いの観点からは例外的なものであり、対象者を特定するに当たっては相当の妥当性が必要であるため、報告義務者の見直しを行うべきとの提言を受けた。
- 2 農業委員会委員の公選制の廃止、近年の個人情報保護強化の流れ、他市の状況等を勘案し、報告義務者の見直しを行った。
- 3 報告義務者から教育委員会の委員、監査委員及び農業委員会の委員を除外し、市長、副市長、教育長及び議員が扶養する親族並びに副市長及び教育長の配偶者の資産等報告書の提出義務を廃止する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 101 号議案 宗像市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、他の法令による給付との調整において、従前の給付を担保するための文言の整序を行うものである。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 102 号議案 宗像市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

本案は、地方自治法の規定に基づき、附属機関として新たに宗像市総合計画等推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置するため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 第 2 次宗像市総合計画の施策「計画的かつ効率的な行政運営」に基づき、設置するもの。
- 2 有識者や市民代表等、外部の視点による第 2 次宗像市総合計画、宗像市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）

の進行管理を行う。

- 3 推進委員会では、施策評価結果や市民アンケート結果をもとにした施策評価結果の検証、総合戦略についての改善提案を行う。意見は、翌年度の施策目標、主要事業、予算に反映する。
- 4 委員については市民公募は行わず、総合計画審議会の審議委員を中心とした構成とし、市民参画条例等も配慮して選考を行う。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 103 号議案 宗像市公共施設修繕等基金条例の一部を改正する条例 について

本案は、基金の使途目的を拡大し、もって公共施設の維持及び更新を円滑に実施するため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 現状は公共施設の大規模な修繕及び改修のみに限定している同基金の設置目的を維持更新に拡大するとともに、基金名称を「宗像市公共施設等維持更新基金」に改め、今後のアセットマネジメント推進に対応するもの。
- 2 対象範囲をこれまでの建物に加えて構造物まで、用途を修繕及び改修に加えて更新まで拡大した。今後の公共施設の老朽化に備え、計画的に維持更新していく時代に対応するもので、宗像市総合スポーツセンター整備事業調査特別委員会の提言、「今後、公共施設の大規模な更新等に要する資金については、毎年、計画性をもって積み立てを検討すること」を反映させた内容となっている。
- 3 基金充当の対象事業は、主に公共施設アセットマネジメント推進計画

に定めている、公共施設維持更新計画に基づき行われる事業、国・県の補助金及び地方債等の財源が乏しい事業、その他、大規模設備の突発的な機能不全等への対応等である。

- 4 平成 28 年 3 月補正予算で財政調整基金からの組み替えを行う予定で、後年度については、基金運用益、財産売り払い収入等を積み立ての原資とする。原資を今後計画的に各施設の状況に応じて配分する予定。
- 5 積立状況報告については、公共施設等維持更新基金として主な使途ごとの積立状況を報告する予定である。内訳の区分、使途ごとの目標額の設定については検討する。

【意見】

(賛成意見)

- ・今後のアセットマネジメント計画の中でも資金不足が予測されるので、計画性をもって維持更新を行って欲しい。
- ・議会の総合スポーツセンター整備事業調査特別委員会の提言を反映させたものであり、他の事業に支障が出ないことを前提に計画的に積み立てをすることについては賛成する。ただし、総合スポーツセンター建設を凍結することについての説明会を開催し、基金積み立てに関する市の考え方などを含めて情報を市民に開示することを要望する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 104 号議案 財産の無償譲渡について

本案は、宗像市保健福祉会館としての用途を廃止した建物を無償譲渡するに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 無償譲渡する財産（建物）の概要について
(1) 所在地：宗像市神湊 1 1 8 番地 4 及び 1 6 1 番地 1
(2) 面積：3,076.00 平方メートル
(3) 譲渡先：福津市^{みやま}奴山 6 1 6 番地
社会福祉法人^{げんようかい}玄洋会 理事長 ^{くす みねみつ}楠 峰光
- 2 無償譲渡する目的は、用途廃止した建物を、宗像都市計画神湊第一地区地区計画に定めた土地利用の方針に沿った利用を行わせることにより、地域の福祉サービス向上を図るものである。
- 3 土地は無償貸与、建物、その他工作物、樹木は無償譲渡という条件で公募を行った結果、応募があった 1 者に対し、プロポーザル方式で選考会を行った。選考委員の平均点が選考基準を上回ったため、譲渡先候補者として決定した。
- 4 譲渡先の法人は、障害者関連の事業を行っている社会福祉法人であり、現在福津市で運営している障害福祉サービス事業所を移転し、平成 28 年 4 月から運営を開始する計画である。また将来的には、障害者の共同生活支援事業としてのグループホームの運営も計画している。
- 5 地域貢献の取り組みとしては、緊急、被災時の避難場所としての全館開放、選挙の投票所や地域の集団検診の会場としての活用、地域住民への開放事業などの提案があっている。

【意見】

(賛成意見)

- ・玄海地区で障害福祉サービスを提供する施設が運営を開始することは、大いに利点がある。しかし今後は、市民の税金で建てた施設の利活用については十分に議論し、民間に譲渡せずに市が管理、運営していくことを考えるべきである。
- ・施設がある場所については、災害時の避難場所としての活用などを求める声が住民からも多く寄せられていた。今後は地域と一体となって、住

民が望む形で施設が活用されるように適切な指導を行って欲しい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 105 号議案 宗像市税条例等の一部を改正する条例について

本案は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

平成 27 年度地方税法の改正により、地方の実情に応じて徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付の方法など、一定の事項について条例で定める仕組みとなったため、国税における昨年度の改正を踏まえ、市税条例を改正するものである。あわせて、番号法改正に伴う所要の措置に関する自治省の通知により、納税通知書に法人番号を付さないこととする改正を行う。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 106 号議案 宗像市学童保育所（吉武）の指定管理者の指定について

本案は、宗像市学童保育所（吉武）の指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 指定管理者の指定の概要
 - (1) 施設の名称 宗像市学童保育所（吉武）
 - (2) 団体の名称等 吉武地区コミュニティ運営協議会
会長 木村 健次
宗像市吉留3519番地1
 - (3) 指定期間 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで
- 2 吉武小学校学童保育所の指定管理については、第3期（平成26年度から平成29年度）の方針決定の際に、地域コミュニティにおける運営についての検証を行うため、平成26年度から平成27年度の2年間をモデル事業期間、吉武地区コミュニティ運営協議会を指定管理者として事業を実施し、検証結果が良ければ、拡大の方向で各コミュニティ運営協議会への働きかけを行うことを決定していた。
- 3 モデル事業期間の検証を行った結果、地域の子どもは地域で育てるという理想の形の中で期待した実績を上げ、組織的にも安定していることから、引き続き吉武地区コミュニティ運営協議会を平成28年度から平成29年度の学童保育所の指定管理者として、非公募により選定する。
- 4 市全体の学童保育事業の第3期指定管理期間が平成26年度から平成29年度までとなっているため、今回の指定管理期間は第3期の残り2年間とする。
- 5 市の仕様書では常勤指導員は1名としているが、吉武地区コミュニティ運営協議会の追加負担により、3名を常勤指導員として雇用して学童保育所の安定運営に努めており、市も高く評価している。
- 6 第4期（平成30年度から平成33年度）に向けての各コミュニティ運営協議会への働きかけについては、コミュニティ運営協議会会長会で説明を行い、各コミュニティ運営協議会の意向の確認、個別の協議等を行っていく予定。

【意見】

（賛成意見）

- ・第4期の学童保育事業を検討する際には、指定管理者制度で事業を運営することの評価、総括をしっかりと行って欲しい。指定管理者制度以外の運営方法についても検証、検討することを強く要望する。
- ・指定管理者選定委員会からの答申の中には、「期待する」「要望する」など、評価する点なのか改善すべき点なのか、内容が明確ではない表現があるので、次回からは改善をお願いしたい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。